Ｊ　Ａ　Ｍ
政策ＮＥＷＳ

2007 年 6 月 8 日　第 2007－49 号

【発　　行】Ｊ　Ａ　Ｍ
【発行責任者】大 山 勝 也
【編　　集】政策政治グループ
℡ 03-3451-2425
E-MAIL：seisaku.seiji@jam-union.jp

衆議院厚生労働委員会で労働三法の審議始まる

6 月 6 日､衆議院厚生労働委員会が開催され、最低賃金法・労働基準法・労働契約法に関する審議が行われました。委員会では、労働三法に係る質疑の他､「消えた年金」についての質疑も行われました。

労働三法関連は、民主党委員が改正最低賃金法案を中心に質疑を行いました。

Q：「労働契約法に均等待遇がもりこまれなかったのはなぜか？有期契約の理由の明示が必要なのではないか」

A：均等処遇については審議会で労使のコンセンサスを得られなかったが、今後の課題として検討を進めていきたい。有期を含め雇用形態それぞれが良好な雇用契約となるよう慎重に検討したい。

Q：改正最低賃金法９条３項に生活保護との整合性が入った意味は。労働者の生計費、類似の労働者の賃金、事業主の支払い能力という３要素に軽重はあるのか。

A：軽重はない。労働者の生計費を考慮するに当たって、生活保護との整合性を入れた。これは審議に当たって考慮すべきもので、生活保護を下回らないという主旨である。

Q：11 都道府県で生活保護より最低賃金が下回っている。９条３項の関係でこれをクリアすべきと厚生労働省は考えているか。

A：最低賃金が生活保護水準を下回ることはモラルハザードを招き問題。逆転現象を解消して、生活保護を一定程度以上回るという考え方もあるが、生活保護との整合性だけで最低賃金が上がる訳ではない。具体的水準を考慮する上での一つの要素に過ぎない。具体的金額は中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会の審議で決定する。

Q：最低賃金法違反の事業所も多い。計画的な臨検監督が必要であると考えるがどうか。

A：監督官 3000 人、年間 12 万件の臨検で、25 年～30 年に１回しかできない。違反の多い業種等、重点的に実施している。

Q：最低賃金は生活保護を下回らないか。民主党は全国一律の最低賃金を考えている。

A：最低生活を保障する観点から生活保護との整合性を考慮して決定することとした。全国一律というが、生計費は地域によってバラツキがあるので、地域ごとに地方最低賃金審議会で決定する。生活保護の水準を下回らないことである。

Q：最低賃金法７条の減額特例の法制化について、省令を定めるとしているのは何を想定しているのか。

A：現行は適用除外と規定されており、適用除外の許可を受けても極端に妥当性を欠く低賃金とならないように運用している。運用実態を踏まえ、省令を策定する。

Q：特定最低賃金は罰則が適用されないが、どのように保護をはかるのか。

A：セーフティネットは地域別最低賃金の役割。特定最低賃金は最低賃金法の罰則は適用しないが、労働基準法の賃金全額払違反となり、30 万円の罰金が適用される。

連合「要求実現 6・6 院内集会」

６月６日、厚生労働委員会で労働三法の審議が行われることを踏まえて、連合は同日１２時から、衆議院第１議員会館で「労働三法(最低賃金法・労働基準法・労働契約法)要求実現６．６院内集会」を開催しました。

集会では、連合・逢見副事務局長が「宙に浮いた年金の問題は、民主党の追及によって明らかになった。民主党に敬意を表したい。連合も年金記録の点検活動に取り組む。国会は通常の状態ではないが、労働三法は重要なのでしっかりとした審議を求めたい」と挨拶しました。

また津田弥太郎・参議院議員が国会情勢を報告し、「年金の時効特例法案は全く意味のない法律。参院選を意識した異常な国会運営だ。そのため、衆議院の厚生労働委員会では、労働三法の審議としつつ、審議内容の９割方は年金問題となっている。しかし、労働契約法は重要な新法であり、きちんと審議しなければならない。すべての働く人たちのために、民主党も頑張りたい」と力強く述べました。